

新公益法人制度改革の推進のための三位一体大作戦

～ともに考え、ともに学ぶ、制度改革への積極的なアプローチ～

総務部政策法務課公益法人担当

【概要】

- 複雑で難解な新公益法人制度を、法人に理解してもらい、円滑な移行につなげるために、法人・所管課・政策法務課の三者で行う「個別相談」の取組を、全国に先駆けて実施しました。
- 法人のニーズに応じたテーマ別の説明会、出前語らいによる意見交換も多数開催しました。
- 上記取組で明らかになってきた共通の課題を、メール情報やホームページ掲載により、法人やその関係者に連絡・案内しました。
- 個別相談、説明会、メール情報など、取組自体は目新しいものではありませんが、それぞれの取組を有機的に結合することにより、情報の共有化や迅速な情報提供といった高い効果を生み出すことができました。

背景

◇平成20年12月1日に、これまで民法第34条に規定されていた公益法人（社団法人・財団法人）の法制度が約110年ぶりに大幅に改正されました。

◇これまで根拠条文が約50条ほどしかなかった公益法人制度に対し、新公益法人制度は3つの法律とその他政令規則等約800条にも及ぶ構成となっており、非常に複雑で難解です。

◇従来は法人の運営に関しても所管課が詳細にわたって指導していましたが、今後は法人の運営については法律に適合するよう法人自らが決定しなければなりません。逆に行政庁は所管課の裁量で判断するのではなく、これらの法律に適合しているかチェックしていくことが必要となります。これまでのやり方を大きく変えていかなければなりません。

◇法人向けの説明会や、所管課担当者向けの説明会を開催しましたが、一筋縄では理解してもらえません。

2008年(平成20年)12月31日 水曜日 地域総合 20

新公益法人 移行希望半数止まり

府内で調査 4割が検討中

十一月からスタートした新公益法人制度で、東京都内の約五百二十五の財団・社団法人のうち、新公益法人への移行を希望している法人は半数にとどまっていることが、府の調査で分かった。

税優遇も会計基準厳しく

新制度によって、各準などが厳しい「公益社団法人」「一般財団法人」は在在以内の特例「社団法人」「公益財団法人」となるか選択を迫られるが、その一方、新制度に適合しない「一般社団法人」は、税制優遇が少なく、二重課税に悩まされることが多いと見られる。

府が府内の社団法人・公益財団法人に調査を実施したところ、約四百九十九法人から回答があり、公益を旨とする法人が五割、一般法人を旨とするが四分の一が検討中だった。二〇〇七年末の意向調査では、新公益法人を旨とする回答は約七割だったが、今調査

で五分に減った。府政策法務課は「役員報酬や会計と事業直しが必要だが、新制度の周知が進んだため、検討中との回答が増えた」と分析。「今後は個別相談や勉強会を通じて、きめ細かく助言していきたい」としている。

現在の府内の社団法人・公益法人五百二十二人は、職域団体や老人クラブなど福祉団体、自治体や百パーセント出資の団体など、事業形態も多様で、「職員が少なく新制度に対応できない」と戸惑う声もある。（岡本晃明）

◇そうした状況にもかかわらず、平成25年11月末までに、約600法人を新制度に移行させなければなりません。

目的

「移行期限までに、全ての民法法人を円滑に新制度へと導くこと」

◇円滑な移行のためには、法人・所管課に新制度を効率よく理解してもらうこと、政策法務課は法人の置かれている現状をよく把握することが喫緊の課題です。

取組

◇個別相談

法人・所管課・政策法務課の三者が一堂に会して相談を受けます。

法人は新制度が複雑でわからないのでどうすればいいのかわからない、不安や疑問を抱えています。

所管課は、同じく新制度の詳しいことは知らないで、法人にどう指導していったらよいかかわからないという課題を抱えています。

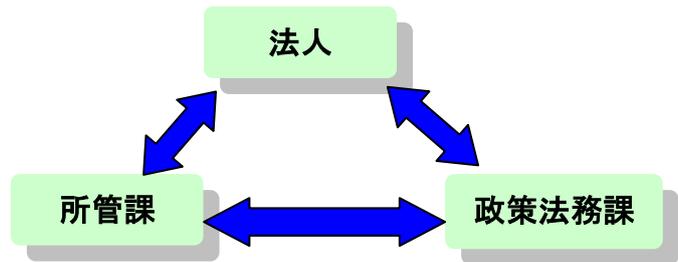
政策法務課は、新制度を理解していても、これまでの分散管理体制ゆえ、個々の法人とのつきあいがなく、法人の実状がどうなのかわからないという課題を抱えています。

この三者が一緒に相談することで、それぞれの弱点を効率よく補強することができました。

この個別相談は平成20年8月から全国に先駆けて実施していますが、現在では内閣府や他の都道府県も追随して実施されています。

なお、相談を実施しても申し込みがあるか、法人からの質問に対して適切に対応できるかなどの不安もあったため、とりあえず平成20年8月に試行として実施したところ好評であったため、9月から本格実施を行っています。

【平成20年8月から21年度末までに延べ約600件の相談を実施】



この取組でのポイント

○毎週何曜日午後何時から何時までという時間割を予め設定し、法人・所管課とも都合が

合う日時を事前予約により先着順で受付します

→申込みが多い場合は相談日を追加する等柔軟な対応が可能です

○相談に関する資料（定款や会計書類など）を相談
日前に事前に提出してもらいます

→事前に目を通しておくことで、資料や回答内容を用意することができ、相談では最初からポイントを絞って始めることができます

○相談結果のとりまとめは所管課が担当

→所管法人の実例に基づくケーススタディによって、法人がここで悩むのは制度がこうなっているからだ、と理解することができ、今後の法人への指導も的確に行うことができます



○相談場所の確保

→第1号館1階の府民総合案内・相談センター応接室を利用することで定期的な会場確保が可能

○北部の法人への対応

→広域振興局での北部個別相談の実施

この取組の効果など

この個別相談を始める前には不安もありました。そもそも新制度の趣旨として、申請前に事前指導することは不適切と考えられており、また、申請された案件についても行政内部ですべて判断するのではなく、新制度では公益性の判断や認定基準への適合性などについては有識者による第三者機関での審議に委ねられることとなっていることから、個別相談を行うことにより事前指導にならないか、政策法務課や所管課だけで、そもそも第三者機関の意見を聴いて決定する内容について適正に答えられるのか、という不安もありました。

しかし、実際個別相談を行っていくと、今となってはそれらも杞憂^{きゆう}に終わり、法人側の様々な疑問点が解消され、法人の問題点について所管課が認識し、政策法務課は法人の事業内容などを詳細に把握することができました。

また、実際の申請においては、正式申請後の申請書類整理がスピーディーに進む結果につながっていて、不備の多い申請の取り下げや書類の修正に膨大な時間を要することが少なくなっています。

◇立入検査の連携実施

従来の特例民法法人に対する所管課の立入検査についても、その一部の検査に政策法務

課も同行して、連携して検査を実施する取組を平成20年度から始めています。21年度からは、新制度に移行に重点を置いた点検項目に基づき、より新制度を意識した検査を行うようにシフトしてきています。

この取組でのポイント

- 検査項目を事前に法人に送付
→ポイントを絞った検査の実施
- 検査に併せて移行に向けた相談も実施
→個別相談では見えてこない問題点について対応
【平成21年度の立入検査連携実施件数は約40件超】

◇説明会

個別相談で蓄積したノウハウに基づき、テーマごと、法人種別ごとの説明会を開催。共通する課題を持つ複数の法人が集まる場に、出前語らい制度を活用して政策法務課職員が出張もしています。

【説明会：平成21年度中に 10回開催、
延べ約 1000人超が参加】

【出前語らい：平成21年度中に 11回開催、
約 600人超が参加】



この取組でのポイント

○法人種別ごと、テーマごとに絞った内容とし、法人のニーズに合わせた効率的な説明会としていきます

→例えば公益法人への移行を目指す法人向け、一般法人への移行を目指す法人向け、というようにテーマを細分化して開催。法人は自らの求める内容の説明会にのみ参加すればよく、また絞り込むことで大きな会場でなくても参加者を収容できます。

○説明会で使用する資料を、事前にホームページに掲載し、法人にはそれを印刷して持参してきてもらい、政策法務課では当日の資料配付を行いません（ただし、インターネット環境がない法人については、所管課を通じて提供しています）

→法人は資料の内容を見て参加の要不要を判断し、事前に予習できるというメリット

→政策法務課側では配付資料の印刷に係る手間や経費を削減することができ、予算の心配をせずに開催回数を増やすことができます

○所管課担当者にも、説明会と一緒に参加してもらいます

→法人向け説明会、職員向け説明会を分ける必要がなくなり、効率的

○質疑応答、アンケートでの質問を取りまとめて後日メールで配信

→説明会に参加しなかった法人にも広く情報提供

○出前語らいも、ニーズに応じてテーマを絞ります

→市町村外郭団体、特定業種の業界団体など、共通の課題・テーマがある法人の集まりに対し、それらのニーズに応じた説明・意見交換を行います

◇メール情報・ホームページ

法人担当者や、税理士・行政書士等の法人関係者、外郭団体の場合の出資自治体担当者など、関係者で希望する者から申込みを受け、そのメールアドレスを登録し情報を配信します。

主な内容は、

- ・国からの最新情報
- ・説明会や個別相談の日程のお知らせ
- ・個別相談や立入検査での共通の質問事項 など

メールが受け取れない法人もあるので、それらに対しては所管課経由で連絡するよう依頼しています。

ホームページでは、先述のとおり説明会の事前資料を掲載するほか、京都府独自の公益法人制度に係るFAQ（よくある質問と回答）も充実を図っているところです。

【平成21年度末時点のメール登録件数 約430件】

この取組でのポイント

○電子メールならば費用をかけずにタイムリーな情報配信が可能

○法人担当者のみでなく、関係者にも広く配信

○メールでホームページ更新をお知らせするなど、互いを組み合わせて活用

取組の組み合わせによる効果

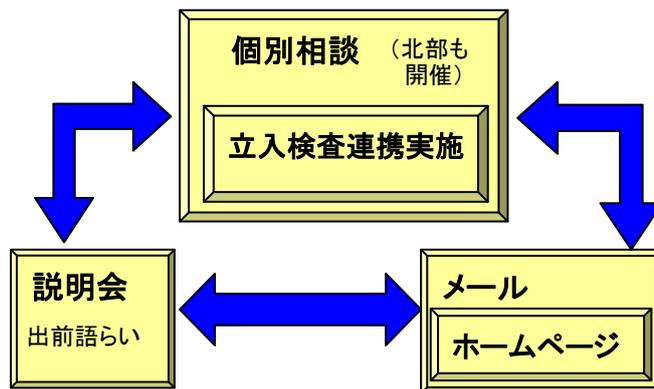
◇各取組間の有機的連携により、さらに大きな成果につながります。

例：

- ・説明会で質問が出た事項をメールやホームページで配信
- それらを法人が見て個別相談しなくてもよくなったと判断
- 逆に、論点・課題が明確になったので個別相談を申し込む



- 個別相談で見てきた共通の課題を説明会に反映させる
- 個別相談をした法人が、メール配信先として登録を依頼する
- メールやホームページが、説明会や個別相談への参加の呼び水になる等々



現在の状況

◇個別相談は1ヶ月以上先まで予約済みの状況です

当初毎週水曜日で開催していましたが、申込み殺到により、現在では毎週月・水・金の体制で対応しています

◇22年度の申請は100件程度を見込んでいます

振り返りと今後の課題

◇今後殺到する申請への対応をどうするか

法人や所管課の新制度への理解状況は深まってきましたが、これらが実際の申請へ移った際大量に出てくる申請をどのように処理していくかが大きな課題です。

◇法人の状況に応じた対応策の検討

法人自ら積極的に個別相談や説明会に出てくる場合はいいのですが、法人の動きが活発でないところ、進捗が遅いところをどのように掘り起こすか、また、移行に際して様々な問題を抱えている法人への対応をどうするか、といった点も今後の課題です。

企画総務課コメント

平成22年度府民サービス向上成果発表会で優秀賞を獲得しました。従来型の分散管理体制で正式申請を待っているのは、新制度への移行に混乱が起きたことなのでしょう。待ちの姿勢ではなく、早い時期に、より源流での個別相談を試行したことが始まりでした。

取組のつど参加者の意見・反応を聞きながら速やかに工夫・改善を重ねた『やりかたがうまい』ことにより、個別相談、説明会、メール情報の3種の取組が互いに連携したシステムに成長しました。またこの過程で、公益法人・所管課・政策法務課の3者がメーリングリストなどによって結ばれ、『新しい仲間をつくる』『喜ばれそう』が高められたのです。

